

山梨地方最低賃金審議会
令和3年度 第4回山梨県最低賃金専門部会 議事録（一部議事要旨）

- 1 日 時：令和3年8月4日（水）午後1時58分～午後3時40分
- 2 場 所：山梨労働局 1階大会議室
- 3 出席者：公益代表 伊藤委員、反田委員、鷹野委員
労働者代表 小林委員、佐々木委員、白倉委員
使用者代表 一之瀬委員、川島委員、長谷川委員
事務局 田村労働基準部長、太田良賃金室長、平出室長補佐

4 議 事

- (1) 山梨県最低賃金改正決定審議
- (2) その他

5 審議会内容

(賃金室長)

ただいまから、山梨地方最低賃金審議会第4回山梨県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は、全委員の皆様にご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして、審議会を開催し、決議することができますことを御報告いたします。

それでは、反田部会長、以後の議事進行をお願いいたします。

【 (1) 山梨県最低賃金改正決定審議 】

(反田部会長)

皆様お暑い中お疲れ様でございます。

それでは早速、始めたいと思います。

議題(1)の山梨県最低賃金改正決定審議です。

審議に先立ちまして、事務局から、各側の控室につきまして、説明をお願いします。

(賃金室長)

本日、労働者側、使用者側それぞれに待機いただく控室につきましては、一昨日と同様に、労働者側は「4階の相談室」、使用者側は「3階の相談室」となっております。

待機いただく際には、事務局が御案内いたします。

また、公益委員による各側個別の金額折衝を行っていただく際には、それぞれ待機いただいている部屋に事務局が呼びに参りますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

(反田部会長)

それでは、議題(1)の「山梨県最低賃金改正決定審議」に入ります。

具体的な金額につきまして、前回、労使の間で隔たりがあり、御検討をお願いしていたところであります。

その後、検討結果につきまして双方から公益委員が個別のご意見を伺うということにしたいと思っております。

大変恐縮ですが、各側の委員には、一旦別室で待機をお願いします。

しばらくお時間をいただいた後、各側の意見聴取に入りたいと思っております。

それでは、ここで、一旦専門部会の審議を中断いたします。

(以下、金額審議を実施。)

概要は、以下のとおり。

1 公益委員による事前打合せ

2 労働者側と折衝

(1) 労働者側の主張

コロナの状況がこれからまだよくなるという方向性が見えない中ではあるが、賃金を下支えする必要がある。また、地域間格差を縮めたい。

32円から始めたい。

(2) 公益の見解

先日、目安額である28円を検討していただくようお願いしたのに、4円プラスの32円では検討いただいていないのと同じである。

(3) 労働側の主張

全国的に目安どおりで決定しているところが多いことは承知している。

それでは、使用者側には、まず、30円を提示いただきたい。

全会一致にできるのであれば、こちらはまだ考える余地はある。

3 使用者側と折衝

(1) 使用者側の主張

景気は回復しつつあるといいながら、いまだ回復はしていない。

コロナ禍で厳しいところの中には、その状況が1年続き、さらに厳しくなっているところもある。

今は上げるべきではない。0円ではなく、「現状維持」ととらえていただきたい。この主張は変えようがない。

最低賃金決定に係る法定の3要素を考慮すれば、引上げる目安となる金額が出るかもしれないが、既に中央において目安が示されており、それを下回れないという以上、議論の余地はない。

中央の「プラス28円」の目安は、地方の労使の議論の場を奪うものである。

4 労働者側と折衝

(1) 公益説明

使用者側は「現状維持」、引き上げはないとの主張である。

0円ではなく、昨年上げた金額の維持であるととらえてほしいとのことであった。

公益としては、現状では目安にプラスする理由は考えられない。

地域間格差を縮めたいという気持ちは理解するが、目安どおりの28円をぜひ検討していただきたい。

(2) 労働側の主張

公益の見解は理解しているつもりである。

今年は、ランクごとで差をつけず、日本全体の最低賃金底上げの年であるとの考え方もある。

格差是正については、来年以降、コロナ禍が終わってから改めて目指したい。

よって、目安どおりのプラス28円によしとしたい。

【金額審議を終了し、全体の会議を再開】

(反田部会長)

それでは専門部会を再開します。

これまで、労使双方から個別にお伺いしまして、折衝してきましたけれども、公益案を取りまとめるに至りました。

それでは公益案を提示いたします。

公益案をお配りください。

(反田部会長)

1 時間 866 円、引上げ額28円、引上げ率 3.34 %。
目安の金額でございます。

(反田部会長)

それではこの公益案について採決を致します。

慣例により、反対から伺います。

公益案に反対の委員は、挙手を願います。

使用者側 3 名ですね。

ありがとうございました。

公益案に賛成の委員は、挙手を願います。

公益 2 名、労働者側 3 名ですね。

ありがとうございました。

保留の委員はありませんね。

では、全会一致ではありませんでしたけれど、ただいま賛成多数で公益案を承認されたといたします。

(反田部会長)

それでは、この専門部会としての 28 円を結論といたしまして、明日、8 月 5 日に開催される本審に、部会報告として報告することになります。

その後、本審で決議を行い、労働局長へ答申を行います。

事務局において公示等の所定の手続を行った後に、発効ということになります。

この報告案を事務局から配付してください。

それでは、報告案の朗読をお願いします。

(賃金室長)

報告案につきまして、朗読させていただきます。

令和 3 年 8 月 4 日

山梨地方最低賃金審議会会長反田一富殿

山梨地方最低賃金審議会山梨県最低賃金専門部会部会長反田一富

山梨県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和 3 年 7 月 1 日、山梨地方最低賃金審議会において付託された山梨県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員、伊藤一帆、反田一富、鷹野正則
労働者代表委員、小林賢、佐々木琢郎、白倉範人
使用者代表委員、一之瀬滋輝、川島英一、長谷川正一郎
敬称は省略させていただきました。

1枚めくっていただきまして、別紙になります。

山梨県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1、適用する地域、山梨県の区域

2、適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者

3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者

4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間、866円

5、この最低賃金において賃金に算入しないもの。精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6、効力発生の日 法定どおり。

1枚めくっていただきまして、山梨県最低賃金の改正決定審議経過の概要でございます。

専門部会につきましては、第1回を7月16日に開催いたしまして、部会長、部会長代理の選出を行い、審議日程、最低賃金等の状況及び労使からの意見聴取結果について御審議いただきました。

第2回目を7月29日に開催し、県内の賃金等の状況について御審議いただき、労使双方から基本的見解について発表いただきました。

第3回目を8月2日に開催し、金額審議を行いました。

そして本日、8月4日、第4回目を開催いたしまして、金額審議を行っていただいた結果、多数決により決議いただきました。

参考としまして、本審についてですが、第1回目を7月1日に開催し、山梨県最低賃金の改正決定の諮問の受理を行い、また、山梨県最低賃金専門部会を設置しました。

第2回目を7月29日に開催し、目安の伝達を行い、また、賃金実態調査結果等及び労使からの意見聴取結果について御審議いただきました。

以上でございます。

(反田部会長)

それでは、この報告文案で本審に報告したいと思いますが、何か御意見はございますか。

(各側委員)
異議なし。

(反田部会長)
よろしいでしょうか。
ありがとうございます。
御了承いただきましたので、本案にて本審に報告することとします。

【(2)その他】

(反田部会長)
それでは次に議事の(2)その他に入りますが、何かございますか。

(各側委員)
特になし。

(反田部会長)
それでは、事務局からなにかございますか。

(賃金室長)
本日採決が行われましたので、予備日といたしまして、明日8月5日の午後1時30分から予定に入れておりました第5回の専門部会は中止となります。
なお、明日は、午後3時30分から、KKRニュー芙蓉におきまして第3回の本審が開催され、会長から労働局長が答申をいただくこととなります。
明日の御出席もよろしく願いいたします。
以上でございます。

(反田部会長)
以上で、第4回目の専門部会を終了します。
また、当専門部会における全ての審議もこれで終了となります。
それから、本日の議事録の確認ですが、白倉委員と一之瀬委員にお願いします。よろしく願いします。
長時間にわたる審議、本当にお疲れ様でした。ありがとうございました。